

令和4年4月 蕪崎市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和4年4月25日(月) 13:30~15:20

2. 開催場所 蕪崎市役所 4階 大会議室

3. 出席委員(18名)

農業委員

農地利用最適化推進委員

1番	柳本 進	20番	向山 清彦
2番	菊島 博文	21番	石川 豊
3番	横内 知恵美(欠席)	22番	横森 隆次
4番	保坂 耕	23番	横森 孝徳
5番	小澤 和茂	24番	小泉 泰夫
6番	保阪 幸彦	25番	田中 武久
7番	上野 公	26番	石合 榮之
8番	古屋 一光	27番	山本 弘行
9番	河西 孝雄	28番	加賀爪 悦夫
10番	佐藤 安茂	29番	駒井 正一
11番	小澤 辰雄	30番	笹本 勝造
12番	小田切 悦男	31番	切刀 茂樹
13番	久保田 豊一	32番	土橋 明
14番	矢崎 良夫	33番	堀川 喜美雄
15番	野田 源一郎		
16番	小澤 洋行		
17番	堀川 茂憲		
18番	浅川 節子		
19番	新奥 長生		

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3	議案第1号	農地法第3条の規定による申請の承認について	4件
	議案第2号	農地法第5条の規定による申請の承認について	5件
	議案第3号	経営基盤強化促進法第18条の規定による 農地利用集積計画の承認について	7件
	議案第4号	経営基盤強化促進法第18条の規定による 農地中間管理権の取得の承認について	3件
	議案第5号	農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定 について	
	報告第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について	1件
	報告第2号	農地法第18条第6項の規定による届出について	2件

5. 農業委員会事務局職員

事務局長：東條 匡志

書記：齋藤 進・越石 早織

6. 会議の概要

<事務局長>

ただ今から令和4年4月 韮崎市農業委員会を開会いたします。はじめに、柳本会長よりあいさつをお願いいたします。

<会 長>

(会長あいさつ)

<事務局長>

それでは、韮崎市農業委員会会議規則第5条により、本日の議案審議については、会長が議長をつとめます。それでは、議事の進行をお願いいたします。

<議 長>

本日、出席委員は農業委員19名中18名で、定足数に達しております。

次に、会議規則第16条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、7番 上野 公 委員、8番 古屋 一光 委員 をお願いいたします。

また、会議書記には、事務局職員 齋藤氏 と 越石氏 を指名いたします。

それでは、概要説明と会務報告を事務局よりお願いいたします。

<事務局>

それでは概要説明から入らせていただきます。

議案第1号	農地法第3条の規定による申請の承認について	4件	9,871 m ²
議案第2号	農地法第5条の規定による申請の承認について	5件	3,747 m ²
議案第3号	経営基盤強化促進法第18条の規定による農地 利用集積計画の承認について	7件	15,724 m ²
議案第4号	経営基盤強化促進法第18条の規定による農地 中間管理権の承認について	3件	15,653 m ²
議案第5号	農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積 の設定について		
報告第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について	1件	9,419 m ²
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による届出について	2件	3,864 m ²
合計		22件	58,278 m ²

となります。

次に、会務報告ですが、4月7日、山梨県農業会議常設審議委員会に柳本会長が出席いた

しました。

<議 長>

ただ今の報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

<議 長>

以上で概要説明と会務報告を終わります。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による申請の承認について」を、議題といたします。
事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

それでは、議案集の1ページをご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、所有権の移転に関するものが4件であります。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡張による所有権移転の申請であります。

申請番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）譲渡人・譲受人それぞれの希望による所有権移転の申請であります。

申請番号3番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡張による所有権移転の申請であります。

申請番号4番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡張による所有権移転の申請であります。

<事務局>

各案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

<議 長>

これより、質疑に入ります。

(質問・意見なし)

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第1号、申請番号1番から4番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議 長>

賛成多数ですので、議案第1号については原案のとおり承認いたします。

次に、議案第2号「農地法第5条の規定による申請の承認について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

それでは、議案集の2ページをご覧ください。今月の農地法第5条の規定による許可申請は、5件となっております。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は栄一丁目、建売分譲（7区画）のための申請であります。

申請番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は藤井町北下條宮木、敷地拡張のための申請であります。

申請番号3番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は藤井町駒井西御門、個人住宅建設のための申請であります。

申請番号4番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は藤井町北下條大原、建売分譲（2区画）のための申請であります。

申請番号5番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は旭町上條北割桜木、個人住宅建設のための申請であります。

<議 長>

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いいたします。

申請番号1番 : 柳本会長

申請番号2番 : 保阪（幸）委員

申請番号3番4番 : 上野委員

申請番号5番 : 久保田委員

（各委員より現地調査に基づく説明）

<議 長>

各委員の報告が終わりました。これより、質疑に入ります。

<新奥委員>

申請番号2番の申請事由が敷地拡張とありますが、敷地拡張する前の宅地面積はどのくらいになりますか？

<事務局>

住宅建設で農地転用できる面積は、一般個人住宅で500㎡、農家住宅で1,000㎡という基準があります。申請番号2番は農家住宅の敷地拡張となり、拡張面積を含めて1,000㎡以内となっております。

<議長>

その他に質疑がありますか？

（意見・質問なし）

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号、1番から5番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

<議 長>

賛成多数ですので、議案第2号について、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を進達いたします。

次に、議案第3号「経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画の承認について」を議題といたしますが、本日の案件の中に、農業委員会の委員に関する事項の案件があります。

農業委員会等に関する法律第31条（議事参与の制限）「農業委員会の委員は、自己又は、同居の親族、その配偶者に関する事項についてその議事に参与することができない。」とされており

ます。申請の中に、委員に関する案件がありますので、議案第3号が終了するまで、退席をお願いいたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

議案集の4ページをご覧ください。今月の農地利用集積計画の承認については7件となっております。事務局より議案の説明をお願いいたします。

申請番号1番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）使用貸借権、作物：水稲、期間：5年、再設定です。

申請番号2番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）使用貸借権、作物：小麦・野菜、期間：1年、再設定です。

申請番号3番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）貸貸借権、作物：水稲、期間：5年、再設定です。

申請番号4番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）貸貸借権、作物：ブドウ、期間：10年、新規設定です。

申請番号5番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）貸貸借権、作物：水稲、期間：10年、新規設定です。

申請番号6番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）貸貸借権、作物：水稲、期間：2年8ヶ月、新規設定です。

申請番号7番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）使用貸借権、作物：水稲、期間：10年、新規設定です。

<議 長>

事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第3号、「経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画の承認について」原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議 長>

賛成多数ですので、議案第3号について原案のとおり承認いたします。

次に、議案第4号「経営基盤強化促進法第18条の規定による農地中間管理権の取得の承認について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

議案集の7ページをご覧ください。今月の農地中間管理権の取得の承認については3件となっております。

申請番号1番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、利用目的：畑、作物：野菜、期間：9年7ヶ月です。

申請番号2番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）使用貸借権、利用目的：田、作物：水稻、期間：9年7ヶ月です。

申請番号3番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、利用目的：畑、作物：柿、期間：9年8ヶ月です。

<議 長>

事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第4号、「経営基盤強化促進法第18条の規定による農地中間管理権の取得の承認について」原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議 長>

賛成多数ですので、議案第4号について原案のとおり承認いたします。

次に、議案第5号「農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

それでは、別紙、議案第5号議案資料をご覧ください。農地法第3条第2項第5号の規定による

別段面積の設定について説明いたします。

【議案内容について説明】

<議 長>

事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。

<保坂委員>

対象農地は空き家に付随する農地とのことですが、その範囲を教えてください。

<事務局>

空き家に隣接している農地のみになります。

<保坂委員>

空き家に隣接している農地と併せて隣接していない農地を申請することはできますか？

<事務局>

空き家に隣接する農地のみとなりますので、空き家に隣接していない農地を併せて申請することはできません。

<山本委員>

農業をやりたいという方が空き家に付随した農地を取得することは、遊休農地解消に繋がると思うので賛成です。ただ、下限面積が0.01aとはどのようなことですか？

<事務局>

下限面積が0.01aということは、下限面積をできる限り緩和した結果となります。そのため、0.01aより面積が大きい農地は申請可能となります。

<新奥委員>

申請農地の範囲を空き家に付随する農地だけではなく、空き家の周辺農地まで広げたらどうでしょうか？

<事務局>

空き家を買った人しか使えない限定された農地を申請対象農地としました。空き家から離れている農地は、他の方の農地と隣接しているため、担い手等に貸し出し、一体的に農地を利用することを想定しています。

<古屋委員>

資料の中の「手続きの流れ」の中に注意事項が記載されていますが、蕪崎市も同様の内容になりますか？

<事務局>

蕪崎市においても、資料に記載されている注意事項と同様の内容のものとする予定であります。

<古屋委員>

手続きの流れの注意事項の中で、「農地法第3条の許可条件（営農計画、保有する農機具、雑草等の管理ができるかなど）をすべて満たす必要があります。」とありますが、農業委員・最適化推進委員がその内容についても確認することが必要ですか？

<事務局>

農地法第3条の許可条件については、原則、事務局にて確認・審査を行います。農業委員・最適化推進委員には、主に申請農地が空き家に付随し、空き家に住む人でなければ利用できない限定的な農地であるかどうかということについて現地調査をしていただきたいと思います。

<小澤（洋）委員>

申請農地は、空き家に隣接する農地ということですが、道を挟んだ農地は申請農地となりませんか？

<事務局>

空き家に隣接する農地なので、それ以外の農地は基本的には申請不可ですが、道を挟んだ農地であっても空き家に住んでいる人にしか管理できない農地であると判断できるような場合には申請農地として検討していく場合があります。

<野田委員>

申請農地の条件は農業振興地域内の遊休農地とありますが、農振除外されている農地は申請農地となりませんか？

<事務局>

農業振興地域とは農振をかけることができる地域のことを指してします。そのため、農振をかけることができない地域（用途区域）以外であれば申請農地とすることができます。

<議 長>

その他に質疑がありますか？

(質問、意見なし)

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第5号「農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定について」を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議 長>

賛成多数ですので、議案第5号について原案のとおり承認いたします。

次に、報告案件について、事務局より説明をお願いいたします。

<事務局>

今月の報告案件、第1号・2号についてご説明いたします。「農地法第3条の3（相続等による権利移動）について」が1件、「農地法第18条第6項の規定による通知について」が2件です。議案集の10ページをご覧ください。

それでは、報告案件第1号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）について」説明いたします。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は穂坂町三ツ澤小前下割他、相続による所有権移転の申請であります。

次に、報告案件第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を説明いたします。

申請番号1番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）申請地は中田町中條藤塚、合意解約の申請であります。

申請番号2番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）申請地は穴山町下本田、合意解約の申請であります。

<議長>

報告案件について、事務局の説明が終わりました。報告案件ですので質疑等は省略いたします。

以上で、本日の審議事項は終了いたしました。進行を事務局に返します。

<事務局>

（その他の件について、事務局より説明）

質疑等ございますか？

（質疑なし）

<事務局長>

土橋副委員長より閉会のあいさつをお願いいたします。

<副委員長>

（閉会あいさつ）

<事務局長>

以上をもちまして、令和4年4月農業委員会を閉会いたします。

【議事に参与した者の職、氏名】

○書記：齋藤 進

○書記：越石 早織